

東大阪市PTA協議会傷害補償給付事業細則

(目 的)

第1条 本事業は、会員がPTA活動および学校行事に参加中、若しくは参加に伴う過程で傷害を被った時、傷害見舞金の給付を行い、もって単位PTA活動および協議会活動をより活発に推進し、併せて会員相互の福祉増進を図ることを目的とする。

(見 舞 金)

- 第2条 1. 傷害見舞金は、入院日数または骨折での通院治療日数が1日以上の場合、または通院治療を受けた日数が7日以上の場合に給付する。
2. 傷害見舞金は外傷の種類、部位および前項の規定を満たす通院・入院日数にかかわらず、一律2万円とする。

(申請および決定)

- 第3条 1. 事故が発生した時は、単位PTA会長または学校園長は、事故発生日から6カ月以内に所定の申請書により東大阪市PTA協議会会長に申請しなければならない。
2. 前項の規定による申請の場合は、必ず医師の証明または診断書を提出しなければならない。
3. 申請は、原則として単年度事業内とするが、手続き上やむなき場合にあっては、6カ月以内の越年もこれを認めるものとする。
4. 会長は、前2項の規定により申請があった時は、役員会に諮って支給の可否を決定し、申請者に通知するものとする。
5. 会長は、所定の申請条件を満たしているものについては、前項の規定にかかわらず役員会の審議を省略することができる。
6. 傷害見舞金の申請は、1事故につき1PTAとする。

平成28年6月1日改正

令和4年7月27日改正